

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

開成町が返送された確認書(または申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の令和3年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和3年1月から令和4年9月
までの間の収入が減少し
「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

開成町から確認書を送付しました
返送してください

※令和3年12月10日時点で開成町に住民登録がある方にお送りしています。
※修正申告等により、令和3年度町民税が非課税となった世帯には、確認書をお送りしていません。令和4年9月30日（金）までにご本人からの申し立てがあった場合は、支給対象となりますので、お問い合わせください。

申請が必要です

申請期限は、
令和4年9月30日（金）
までです。

申請時点で住民登録のある市区町村に申請してください。

【申請書配布先】開成町福祉介護課窓口
【申請書掲載先】開成町ホームページ

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は町ホームページにも掲載しています。
町ホームページのQRコードはこちらです。ご確認ください。



給付金の支給手続き

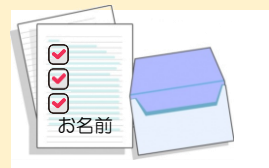
I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、開成町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、開成町福祉介護課に**令和4年5月10日（火）までに返送してください。**

※一部添付書類が必要な場合があります。

【確認事項】

- ①口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



◎ 修正申告等により、令和3年度町民税が非課税となった世帯の場合

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に令和4年9月30日（金）までに直接または郵送でご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。（適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。）

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に令和4年9月30日（金）までに、直接または郵送でご提出ください。

※ DV支援措置を受けているなど、特別な事情により住民登録地以外にお住まいの方は、開成町福祉介護課までご連絡ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の

「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに開成町や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する
臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00～20:00（12/29～1/3を除く）

確認書、申請書等の提出先は
開成町福祉介護課となります。

0465-84-0316

受付時間 平日 8:30～17:15